

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ



後期高齢者医療被保険者証などの更新時期

8月1日(火)からは「藤色」の新しい被保険者証を提示してください

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月末までに黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、令和4年中の所得をもとに判定を行い、「1割」、「2割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

3割負担の人 令和4年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人

2割負担の人 令和4年中の課税所得が28万円以上の被保険者がいる世帯の人で、下記①②のいずれかに該当する人

①世帯に被保険者が1人だけであり、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上である

②世帯に被保険者が2人以上であり、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上である

1割負担の人 上記（3割負担、2割負担）以外の人

高額療養費制度 自己負担限度額

自己負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	①現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降 140,100円(※)>	
	②現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降 93,000円(※)>	
	③現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降 44,400円(※)>	
2割	④一般Ⅱ 課税所得28万円以上であり「年金収入+その他の合計所得金額」が(世帯に被保険者1人の場合)200万円以上(世帯に被保険者2人以上の場合)合計320万円以上	18,000円または、{6,000円+(医療費-30,000円)×10%}の低い方(年間上限額144,000円) ※医療費が30,000円未満の場合は30,000円として計算	57,600円 <4回目以降 44,400円(※)>
1割	⑤一般Ⅰ 他の所得区分に該当しない世帯の人	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 <4回目以降 44,400円(※)>
	⑥住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
	⑦住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※過去12カ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が<>内の金額

限度額適用認定証（限度証）・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

■更新の場合は、郵送します

医療機関で提示すると窓口負担額が自己限度額で済む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和5年度も対象となる人には、7月末までに8月から使用する新しい限度証または減額認定証を保険証とは別に郵送します。

■新規交付には、保険年金課窓口での申請が必要です

▶限度証の交付

対下表の所得区分②、③のいずれかに該当する人

▶減額認定証の交付

対下表の所得区分⑥、⑦のいずれかに該当する人

共通事項

持印鑑、被保険者証、マイナンバーカードなどのマイナンバーを証明する書類

注 下記の所得区分①④⑤のいずれかに該当する人は、限度証・減額認定証の申請対象外です。被保険者証のみで下記の表の自己負担限度額が適用されます。

用・問 保険年金課 ☎ 983・2710

情報

国民健康保険被保険者証、 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送ります

国民健康保険加入者に、8月1日～令和6年7月31日まで有効な被保険者証を、7月末までに送ります。

▶被保険者証は個人ごとに封筒に入れて世帯主宛てに送ります。

▶学生や施設などに入所し、住民票を市外に移している人の被保険者証も世帯主宛てに送ります。

▶70～74歳の人には、「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

※被保険者証の有効期限が一部異なる人もいます。有効期限が切れる前に、新しい被保険者証兼高齢受給者証を送ります。

■資格喪失手続きなどについて

社会保険などに加入した場合は、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要となります。

持ち物 ①社会保険の被保険者証②国民健康保険の被保険者証③マイナンバーの分かるもの

※それぞれ該当者全員分が必要

提出先 保険年金課窓口

※40～64歳で、介護保険適用除外施設に入退所する人は手続きが必要です

■一部負担金の減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた、失業により収入が著しく減少したなど、医療費（一部負担金）の支払いが困難で、一定の基準を満たした場合、減免などが受けられます。

問保険年金課 ☎ 983・2604



▲色が「うぐいす色→クリーム色」に変更されます

情報

7月12日(水)発送 令和5年度国民健康保険税納税通知書

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。令和5年度からの主な変更点は以下のとおりです。

■賦課限度額の変更

	改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
医療分	65万円	65万円
支援分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

■所得による軽減制度に係る対象範囲の拡大

軽減割合	改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	43万円+(53.5万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	43万円+(29万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下
7割軽減	43万円+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯	43万円+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人を指します。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円を超える人)または公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、または125万円を超える65歳以上の人)を指します。

■発送日

7月12日(水) ※配達に1週間程度かかる場合あり

■減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。

問税額・減免について 課税課 ☎ 983・2626

問加入・脱退について 保険年金課 ☎ 983・2604

問納付相談について 市税収納課 ☎ 983・2629